

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
血管撮影システム保守契約	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R5.12.28	島津メディカルシステムズ株式会社 高知市知寄町1丁目4番17号	¥14,520,000	保守業務は製造メーカーにより実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とする。	
血管撮影システム保守契約	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R6.1.9	株式会社フィリップス・ジャパン 東京都港区港南2-13-37	¥51,480,000	保守業務は製造メーカーにより実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とする。	
放射線治療システム保守業務契約	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R6.1.26	株式会社バリアン メディカルシステムズ 東京都品川区大崎1-11-1	¥14,861,000	保守業務は製造メーカーにより実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とする。	
医療機器(ME機器)管理システムハードウェア更新	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R6.2.8	株式会社シーメック 高知市南久保9-8	¥1,595,000	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項の規定に基づき、随意契約とする。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
血液ガス分析装置	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R6.2.14	中澤氏家薬業株式会社 高知県南国市伊達野501	¥1,364,000	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項の規定に基づき、随意契約とする。	
エアウェイマネジメントモバイルスコープ	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R6.2.14	株式会社末徳屋医療器店 高知市与力町4-15	¥1,540,000	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項の規定に基づき、随意契約とする。	
超音波画像診断装置	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R6.2.16	株式会社シーメック 高知市南久保9-8	¥5,500,000	同等の性能を有する4社を比較して、操作の踏襲の観点かつ安価であることから有用であり、機器故障による緊急の必要性により競争に付することができない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項により随意契約とする)	
超音波画像診断装置	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R6.2.16	株式会社シーメック 高知市南久保9-8	¥2,777,500	同等の性能を有する4社を比較して、操作の踏襲の観点かつ安価であることから有用であり、機器故障による緊急の必要性により競争に付することができない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項により随意契約とする)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
気送管(エアシューター)保守点検業務委託契約	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R6.3.26	株式会社日本シューター大阪支店 大阪市西区阿波座2-2-18	¥1,078,000	保守業務は製造メーカーにより実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とする。	
血管撮影システム保守契約	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R6.3.26	島津メディカルシステムズ株式会社 高知市知寄町1丁目4番17号	¥14,520,000	保守業務は製造メーカーにより実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とする。	
エレベーター・エスカレーター保守契約	高知赤十字病院 管財課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R6.3.28	ジャパニエレベーターサービス中四国株式会社 広島県広島市中区東白島町10-17	¥2,653,200	エレベーターの保守点検については、ジャパニエレベーターサービス中四国(株)が行っており、当該事業者以外に現在の機器状態を正確に把握し、安全かつ確実に整備を実施できる事業者は存在しないことから会計規則第36条第4項の規定より随意契約とする。	
新紙幣対応にともなう自動精算機の更新	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R6.3.15	株式会社アルメックス 香川県高松市太田下町 3025-16	¥6,600,000	契約業者は、自動精算機の製造業者であるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質または競争を許さないに該当するため	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。